

各務原市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

(平成20年6月18日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」(平成17年8月2日閣副安第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、各務原市の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

(定義及び様式)

第2条 この要綱において「特殊標章」とは、国民保護法第158条第1項に規定する特殊標章のうち、腕章、帽章、旗及び車両章をいい、その表示位置、形状及び制式は、別表のとおりとする。

2 この要綱において「身分証明書」とは、国民保護法第158条第1項に規定する身分証明書をいい、その様式は、様式第1号のとおりとする。

(交付の対象者)

第3条 市長は、武力攻撃事態等において国民保護法第16条の規定に基づき、市長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に掲げる者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- (1) 市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (2) 消防団長及び消防団員
- (3) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (4) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(交付の手続)

第4条 市長は、前条第1号及び第2号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（様式第2号。以下単に「台帳」という。）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 市長は、前条第3号及び第4号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（様式第3号）による申請に基づき、その内容を適正

と認めるときは、台帳に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

(腕章及び帽章の交付)

第5条 市長は、第3条第1号又は第2号に掲げる者のうち武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、市長が必要と認める者に対し、平時において、第2条第1項に規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

2 市長は、第3条第1号及び第2号に掲げる者（前項に規定する者を除く。）並びに第3号及び第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

(旗及び車両章の交付)

第6条 市長は、前条の規定により腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所、車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）をあわせて交付するものとする。

(訓練における使用)

第7条 市長は、国民保護措置の訓練を実施するときは、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 市長は前項の規定により腕章等を貸与するときは、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

(特殊標章の特例交付)

第8条 市長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 市長は、前項の場合において、必要があると認めるときは、特殊標章を交付した者に対して返納を求めるものとする。

(特殊標章の再交付)

第9条 市長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は汚損若しくは破損が激しいときは、特殊標章再交付申請書（様式第4号）により速やかに市長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により再交付を受けるとき（紛失したときを除く。）は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

(身分証明書の交付)

第10条 市長は、第5条第1項の規定により腕章等を交付した者に対し、第2条第2項に規定する身分証明書（以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。

2 市長は、第5条第2項の規定により腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

(身分証明書の携帯)

第11条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用するときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第12条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失したとき、又は汚損若しくは破損が激しいときは、身分証明書再交付申請書（様式第5号）により速やかに市長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。身分証明書の記載事項に異動があったときも同様とする。

2 前項の規定により再交付を受けるとき（紛失したときを除く。）は、汚損又は破損した身分証明書を返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

第13条 第10条第1項の規定により市長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者がその身分を失ったときまでとする。

2 第10条第2項の規定により市長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、市長が必要があると認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

(保管)

第14条 市長は、特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第15条 市長から特殊標章等の交付を受けた者は、その身分を失ったときその他特別な事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

(濫用の禁止)

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っているとき、及び訓練又は啓発のために用いるときを除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第17条 市長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

(事務取扱)

第19条 各務原市における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、市長公室防災対策課が行う。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

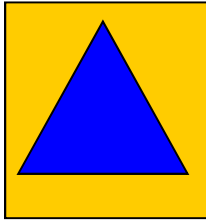
附 則 (平成29年10月27日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

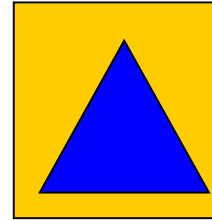
別表（第2条関係）

| 区 分 | 表 示 | | 制 式 |
|-----|--------------------------------|---|--|
| | 位 置 | 形 状 | |
| 腕 章 | 左腕に表示 |  | <p>①オレンジ色地に青色の正三角形とする。</p> <p>②三角形の一の角が垂直に上を向いている。</p> <p>③三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。</p> <p>※一連の登録番号を表面右下隅に付する。</p> <p>（例：各務原市 1）</p> |
| 帽 章 | 帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示 | | |
| 旗 | 施設の平面に展開、掲揚若しくは表示又は船舶に掲揚若しくは表示 | | |
| 車両章 | 車両の両側面及び後面に表示 | | |
| | 航空機の両側面に表示 | | |

様式第1号（第2条関係）
（表面）



各 務 原 市 長



身 分 証 明 書
I D E N T I T Y C A R D

国民保護措置に係る職務等を行う者用
for civil defence personnel

氏名／Name

生年月日／Date of birth

この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）によって保護される。

The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his Capacity as

交付等の年月日／Date of issue

証明書番号／No. of card

許可権者の署名／Signature of issuing authority

有効期間の満了日／Date of expiry

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

(裏面)

| | | |
|---|----------------------------|-----------|
| 身長／Height | 目の色／Eyes | 頭髪の色／Hair |
| その他の特徴又は情報／Other distinguishing marks or information: 血液型／Blood type | | |
| 所持者の写真 ／PHOTO OF HOLDER | | |
| 印章／Stamp | 所持者の署名／Signature of holder | |

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

特殊標章再交付申請書

| | |
|--------------------------|---------|
| 年 月 日 | |
| (宛先) 各務原市長 | |
| 申 請 者 | |
| 住 所 _____ (電話 _____) | |
| 氏 名 _____ 印 | |
| 1 紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号 | |
| 2 紛失（破損等）年月日 | |
| 3 紛失の状況（破損等の理由） | |
| 4 その他必要な事項 | |
| ※ 受 付 欄 | ※ 経 過 欄 |
| | |

備考 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第5号（第12条関係）

身分証明書再交付申請書

| | |
|----------------------|---------|
| 年 月 日 | |
| (宛先) 各務原市長 | |
| 申 請 者 | |
| 住 所 _____ (電話 _____) | |
| 氏 名 _____ 印 | |
| 1 旧身分証明書番号 | |
| 2 理由 | |
| 3 その他必要な事項 | |
| ※ 受 付 欄 | ※ 経 過 欄 |
| | |

備考

- 1 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入してください。
- 2 紛失のときは、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記してください。
- 3 記載事項の変更のときは、旧記載事項を追記してください。
- 4 ※印の欄は、記入しないでください。